

仕事と生活の調和推進官民トップ会議

「憲章」及び「行動指針」の推進、評価
【構成：経済界、労働界、地方自治体、有識者、関係閣僚（内閣総理大臣ほか）】

社会全体での取組を推進するためには、経済界、労働界、国・地方公共団体が力を合わせて推進することが必要であるため、官民トップ会議や連携推進・評価部会を中心に、社会全体での取組の輪を広げていく。

平成19年12月18日 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「行動指針」の策定

それまでは、働き方の見直しは個々の企業の取組に依存 → **社会全体を動かす大きな契機に！**

平成22年6月29日 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「行動指針」の改定

- ①政労使の交代を機に、一層積極的に取り組む決意を表明
- ②「憲章」・「行動指針」策定以降の施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「憲章」・「行動指針」に新たな視点や取組を盛り込み

経済界

労働界

都道府県・市町村

関係機関等

内閣府 仕事と生活の調和推進室
（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省によるネットワークを構築し取組支援）

仕事と生活の調和 連携推進・評価部会

平成26年6月24日 「経済財政運営と改革の基本方針2014」
「日本再興戦略」改訂2014 -未来への挑戦- の閣議決定

合計：H27予算額：22,831千円（29,620千円）

内閣府の取組

憲章・行動指針の推進

仕事と生活の調和調査研究等経費

H27概算決定額：12,052千円（11,576円）

- (1) 憲章・行動指針推進経費
仕事と生活の調和連携推進・評価部会の運営

引き続き「憲章」及び「行動指針」に基づく点検・評価を行うとともに、関係者の連携推進、啓発や情報発信の中心的な場として運営する。

- (2) 職場マネジメントの調査研究

仕事と生活の調和を推進するための職場マネジメントのあり方を調査研究し、調査結果を周知・活用することで、企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組を支援する。

ネットワークの構築

仕事と生活の調和人材育成経費

H27概算決定額：8,196千円（14,351円）

- (1) トップセミナー等の開催

企業経営者・管理職を対象としたトップセミナー等を開催し、仕事と生活の調和に取り組むメリットや具体的方法等の普及啓発を図る。

- (2) 「カエル！ジャパン」通信（メールマガジン）、ポータルサイトの拡充による情報発信

メールマガジンによる国の施策等の最新情報を発信するほか、ポータルサイトにおいて、国をはじめ各主体の取組、調査・研究、企業内チーム等の取組事例等幅広い情報を一元的に提供し、企業や働く者等の取組を支援する。

理解促進

仕事と生活の調和理解促進経費

H27概算決定額：2,583千円（3,693千円）

- (1) 仕事と生活の調和レポートの作成

WLBの実現に向けた取組の進捗と今後の課題等について取りまとめる。

- (2) 「カエル！ジャパン」キャンペーンの推進、従来の「カエル！ジャパン」キャンペーンを引き続き推進し、登録企業の紹介を行う。

- (3) 「仕事」と「介護」の両立支援ポータルサイト

仕事と介護の両立に関する各種制度やサービスの情報をまとめてポータルサイトで情報発信する。

ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和の実現に向けた国の取組例

国は、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤整備づくりを積極的に実施

総論

○ 社会的気運の醸成 仕事と生活の調和ポータルサイトや、メールマガジンを通じた情報発信等

就労による経済的自立が可能な社会のために

○ 非正規雇用の労働者等の経済的自立支援とセーフティ・ネットの強化

- ・ 「多様な正社員」の普及・拡大に向けた事例及び雇用管理上の留意事項の周知等
- ・ 改正パートタイム労働法(2015年4月1日施行)の周知・啓発
- ・ 求職者への職業訓練と訓練期間中の生活支援等を一貫して行う求職者支援の実施

○ 若年者の就労・定着支援

- ・ 総合的な若者対策についての法的整備の検討を含めた強力な推進
- ・ 若者の就職支援や職場定着支援、キャリア教育・職業教育の充実

○ 働きながら学びやすい社会環境の構築

- ・ 産学協働による職業教育プログラムの開発・実施による社会人の学び直しの推進

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会のために

○ 仕事の進め方の効率化の促進、長時間労働の抑制に向けた取組等

- ・ 働きすぎ防止や成果で評価される制度への変革を含む労働時間法制についての総合的な検討
- ・ 「朝型」の働き方等の生産性が高く仕事と生活の調和が取れた働き方の推進や、フレックスタイム制の活用促進、年次有給休暇の取得促進などに取り組む事業主に対する支援等
- ・ 経営者・管理職を対象としたトップセミナー等の開催による、長時間労働抑制等の情報提供
- ・ 過労死等防止対策の推進

多様な働き方・生き方を選択できる社会のために

○ 仕事と子育て等の両立支援

- ・ 産前産後休業の取得にかかる周知、育児・介護休業法の周知・徹底
- ・ 育児休業からの復帰を支援する事業主等への助成金の支給
- ・ 柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなテレワークモデルの検証・更新、導入支援
- ・ 改正次世代育成支援対策推進法(2015年4月1日施行)の周知・徹底
- ・ 「待機児童解消加速化プラン」に基づく、待機児童の解消の取組
- ・ 子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」の施行(2015年4月)
- ・ ポジティブ・アクションの推進やメンター制度、ロールモデル普及促進による女性の就業継続支援
- ・ 男性の仕事と子育ての両立に関する意識改革(「イクメンプロジェクト」、地域のキーパーソン育成等)
- ・ 男女共同参画の理解の促進
- ・ 疾病を抱える労働者に対する就労継続支援

○ 仕事と介護の両立支援

- ・ 仕事と介護の両立が可能な働き方のモデルの実証実験を踏まえた改定、モデルの普及啓発
- ・ 介護保険制度の着実な推進、介護と医療、生活支援等を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現、市町村窓口や地域包括支援センターにおける家族の介護についての相談・情報提供
- ・ 仕事と介護の両立に資する法制度や介護サービス等支援情報についてのポータルサイトでの一元的提供